

カジノ賭博場の設置推進に反対する会長声明

当会は、カジノ賭博場の設置推進に断固として反対する。

平成28年12月26日カジノを含む統合型リゾート（IR）整備推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）が施行された。IR整備推進法は、わが国においてカジノ解禁に道を開くものであり、ギャンブル依存症の拡大、マネーロンダリング対策上の問題、青少年の健全育成への悪影響、治安の悪化等の問題が指摘されているところである。こうした問題についての対応は「法施行後の政府の法整備に委ねる」として、十分な審議がなされないまま、IR整備推進法が成立したことに当会は遺憾の意を表明する。

わが国におけるギャンブル依存症の疑いのある人は、536万人以上にも上ると言われており、成人人口の約4.8%を占める（厚生労働省研究班調査）。同様の調査を行った諸外国が人口の1～2%程度であるのと比較しても、際立った比率であり極めて深刻な状態であるといわざるを得ない。政府は今後1年以内をめどにカジノの規制やギャンブル全般の依存症対策などを盛り込んだ「実施法」を整備するとしているが、こうした対策を盛り込むことよりも賭博場を減らし、ギャンブルに接する機会を減らすことが依存症対策には必要なことである。ギャンブル依存症患者はその行為に費やす金銭や時間を自分ではコントロールできなくなってしまい、借金を繰り返し多重債務に陥ることもある。更には犯罪、自殺、家庭崩壊につながるなど、その影響は計り知れない。カジノ解禁により、こうしたギャンブル依存のほか、マネーロンダリングや治安悪化という負の側面があることを認めながらも、刑法で禁止されている賭博を可能とする統合型リゾートの整備を進めていくことに深い懸念を示さずにはいられない。

貸金業法改正から10年が経ち、官民一体となって取り組んできた多重債務問題プログラムにより、それまで大きな社会問題であった多重債務の問題は沈静化した。その取り組みは現在も継続し、毎年着実に成果を上げてきている中で、カジノが設置されることとなれば、ギャンブル依存症患者が増加し、それに伴い深刻な多重債務問題が再燃することは想像に難くない。

一部報道によると愛知県の常滑市において統合型リゾートの整備についての研究を県に求める要望が提出されているようであるが、当会は様々な問題を引き起こすおそれのあるカジノ賭博場の設置に断固として反対するものである。

2017年（平成29年）1月16日

愛知県司法書士会

会長 和田博恭